

秋田県公報

目 次

する講習会(三八八・農畜産振興課)……………	2
○証紙売りさばき人の指定(三八九・会計管財課)……………	2
○都市計画事業の認可(三九〇・秋田地域振興局建設部)……………	2
公 告	
○特定非営利活動法人の設立の認証の申請(県民文化政策課)……………	2
○財団法人都道府県会館災害共済事業経営状況公告(会計管財課)……………	2

規 則

規則	
○歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則(四八・医務薬事課)……………	1
告 示	
○生活保護法による医療機関の指定(三八六・福祉政策課)……………	1
○生活保護法による指定医療機関の変更(三八七・福祉政策課)……………	1
○平成二十一年度家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する規則	
秋田県規則第四十八号	
歯科技工士法施行細則の一部を改正する規則	
歯科技工士法施行細則(昭和三十一年秋田県規則第十四号)の一部を次のように改正する。	
平成二十一年八月二十五日	
秋田県知事 佐 竹 敬 久	

告 示

様式第七号中「監査済」を「監査済」に改める。
 附 則
 この規則は、平成二十一年九月一日から施行する。

秋田県告示第三百八十六号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第四十九条の規定により、医療扶助及び医療支援給付のための医療を担当させる機関を次のとおり指定したので、同法第五十五条の二第一号の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月二十五日
 秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	サ ー ビ ス の 種 類	指 定 年 月 日
浜町調剤薬局	株式会社 表取縮 至誠堂下山薬局本店 代	大仙市大曲浜町七一四十一	調剤薬局	平成二十一年四月一日

秋田県告示第三百八十七号
 生活保護法(昭和二十五年法律第百四十四号。中国残留邦人等の円滑な帰国の促進及び永住帰国後の自立の支援に関する法律

(平成六年法律第三十号)第十四条第四項においてその例によることとされる生活保護法の規定を含む。以下同じ。)第五十条の二の規定により、次のとおり指定医療機関から変更の届出があつ

たので、同法第五十五条の二第二号の規定に基づき、告示する。
 平成二十一年八月二十五日
 秋田県知事 佐 竹 敬 久

名 称	開設者氏名又は名称	所 在 地	変 更 前	変 更 後	変 更 年 月 日
訪問看護ステーションはあと	財団法人 たかのす福祉公社 理事長	北秋田市大町八番二十三号	北秋田市訪問看護ステーション	訪問看護ステーションはあと	平成二十年四月一日
			北秋田市脇神字南陣場岱十番地	北秋田市大町八番二十三号	

秋田県告示第三百八十八号

家畜改良増殖法(昭和二十五年法律第二百九号)第十六条第二項の規定により、次のとおり平成二十一年度家畜人工授精及び家畜体内受精卵移植に関する講習会を実施するので、家畜改良増殖法施行細則(昭和二十六年秋田県規則第十一号)第二条第一項の規定に基づき、公示する。

平成二十一年八月二十五日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 一 講習の期日及び場所
(一) 期日 平成二十一年十月五日(月)から同月二十八日(水)まで
(二) 場所 大仙市神宮寺字海草沼谷地十三番三 秋田県農林水産技術センター畜産試験場
二 家畜の種類 牛
三 受講資格 家畜人工授精師の免許を有する者、若しくは同講習会を終了し修業試験に合格した者で、家畜改良増殖法第十七条の規定に該当しない者
四 受講定員 十名
五 受講に必要な書類
(一) 受講願書
(二) 履歴書
六 受講願書用紙の交付
(一) 期間 土曜日、日曜日及び休日(国民の祝日に関する法律(昭和二十三年法律第七十八号)第三条に規定する休日をいう。以下同じ)を除き、平成二十一年八月二十八日(金)から同年九月二十五日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
(二) 場所 農林水産部農畜産振興課衛生班、又は所在地を管轄する家畜保健衛生所
七 受講願書の受付
(一) 期間 土曜日、日曜日及び休日を除き、平成二十一年八月二十八日(金)から同年九月二十五日(金)までの午前八時三十分から午後五時十五分まで
(二) 場所 農林水産部農畜産振興課衛生班、又は所在地を管轄する家畜保健衛生所
八 受講に要する経費
(一) 額 五万五千元
(二) 納付方法 講習の場所において発行する納入通知書により納付する。
九 講習についての問い合わせ先

農林水産部農畜産振興課衛生班(電話〇一八—八六〇—一八〇八)

秋田県告示第三百八十九号

秋田県証紙条例(昭和三十九年秋田県条例第三十五号)第六条第一項の規定により、次のとおり証紙の売りさばき人を指定したので、同条第二項の規定に基づき、告示する。

平成二十一年八月二十五日

秋田県知事 佐竹 敬久

Table with 3 columns: 売りさばき人の住所及び氏名, 売りさばき場所, 指定年月日. Rows include 北秋田郡上小阿仁村, 北秋田郡下小阿仁村, 小沢田字向川原, etc.

秋田県告示第三百九十号

都市計画法(昭和四十三年法律第百号)第五十九条第一項の規定により、都市計画事業を認可したので、同法第六十二条第一項の規定に基づき、次のとおり告示する。

平成二十一年八月二十五日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 一 施行者の名称 秋田市
二 都市計画事業の種類及び名称 秋田市計画画道路事業 三・四・六六号 千秋久保田町線
三 事業施行期間 平成二十一年八月二十五日から平成二十七年三月三十一日まで
四 事業地
(一) 収用の部分 秋田市千秋久保田町地内
(二) 使用の部分 なし

公 告

特定非営利活動促進法(平成十年法律第七号)第十条第一項の規定により、特定非営利活動法人を設立しようとする者から次のとおり設立の認証の申請があったので、同条第二項の規定に基づき、公告する。

平成二十一年八月二十五日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 一 申請のあった年月日 平成二十一年八月十一日
二 申請に係る特定非営利活動法人の名称 特定非営利活動法人 あきたスポーツネットワーク 代表者の氏名 堀井 郁夫
三 堀井 郁夫
四 主たる事務所の所在地 秋田県秋田市山王三丁目八番三十四号ツインビル四階
五 定款に記載された目的 この法人は、秋田県民に対してスポーツに関する事業を行うことで、子ども達の健全な育成、生涯スポーツ社会の実現、地域コミュニティの確立を目標とし、スポーツで秋田に活力を与え、健康で文化的な社会の構築に寄与することを目的とする。

地方自治法第二百六十三条の二第二項の規定により、財団法人都道府県会館から平成二十年度経営状況について次のとおり通知があったので、同条第三項の規定により公表する。

平成二十一年八月二十五日

秋田県知事 佐竹 敬久

- 一 建物共済事業
分担金その他収入 二、〇八二、八六七、六五五円
災害共済金その他支出 九七二、七二六、七七一元
正味財産 二二、一四六、〇三九、五〇二元
二 機械損害共済事業
分担金その他収入 九八六、九〇七、三三二円
災害共済金その他支出 三二九、五七〇、八四五円
正味財産 七、〇〇二、二五六、四八七円

発行者 秋 田 県

秋田市山王四丁目一番一号

購読料金 一月三千六百七十五円(税込)

印刷所

秋田市山王七丁目五番二十九号 株式会社 松原印刷社

印刷者

秋田市山王七丁目五番二十九号 松原 繁 雄